

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和2年12月23日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2000302 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 2000081 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成2年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

平成2年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録する必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 39 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成2年3月31日から同年4月1日まで

年金記録を確認したところ、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成2年3月31日となっており、同年3月が空白期間となっているが、同社には同年3月31日まで勤務しており、資格喪失日は退職日翌日の同年4月1日になると思われる所以、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、A社が作成した請求者の退職金計算書及び給与所得の源泉徴収票並びに請求者に係る雇用保険被保険者資格喪失確認通知書により、請求者が平成2年3月31日まで同社に継続して勤務していたことが確認できる上、請求期間当時の総務課長は、請求期間において請求者の雇用形態や勤務形態に変更はなかった旨陳述していることから、請求期間において請求者は厚生年金保険の被保険者要件を満たしていたものと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者から提出された平成2年4月分給与の「支給明細票」に記載された支給累計額及びオンライン記録における同年2月の標準報酬月額から、22万円であると認められる。

一方、オンライン記録によると、A社は平成16年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、請求期間当時の事業主、管理部長、総務課長及び給与担当者に照会を行ったが、いずれの者からも請求者の給与から請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていた旨の回答は得られないほか、当該給与担当者は、同社における社会保険料の控除方法は翌月控除であったと回答しているところ、前述の平成2年4月の「支給明細票」において厚生年金保険料が控除されていないことが確認でき、同支給明細票に記載された社会保険累計額及

び請求者から提出された平成2年分給与所得の源泉徴収票における社会保険料等の金額により、同年1月から同年3月までに請求者に支給された給与から控除されていた厚生年金保険料は平成元年12月から平成2年2月までの保険料であることが推認できる。

また、オンライン記録により、請求者と同様にA社において厚生年金保険の被保険者資格喪失日が月末日となっていることが確認でき、所在が確認できた5人に照会を行ったが、給与からの保険料控除について具体的な回答を得ることはできず、給与の支給明細票や源泉徴収票等を所持している者もいなかったことから、同社の資格喪失月における給与からの厚生年金保険料控除の取扱いについて確認することはできない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はなく、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められないことから、請求者の請求期間については厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項の規定には該当しておらず、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することはできない。

以上のことから、請求期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない厚生年金保険被保険者期間として、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成2年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。